

## 塩竈市総合教育会議の設置について

- |                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要) | …P 1 |
| (2) 総合教育会議について                        | …P 2 |
| (3) 塩竈市の現状と今後について                     | …P 3 |
| (4) 塩竈市総合教育会議運営要綱(案)                  | …P 6 |

# 教育委員会制度、こう変わる



## これまでの教育委員会の課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

## 教育委員会の改革

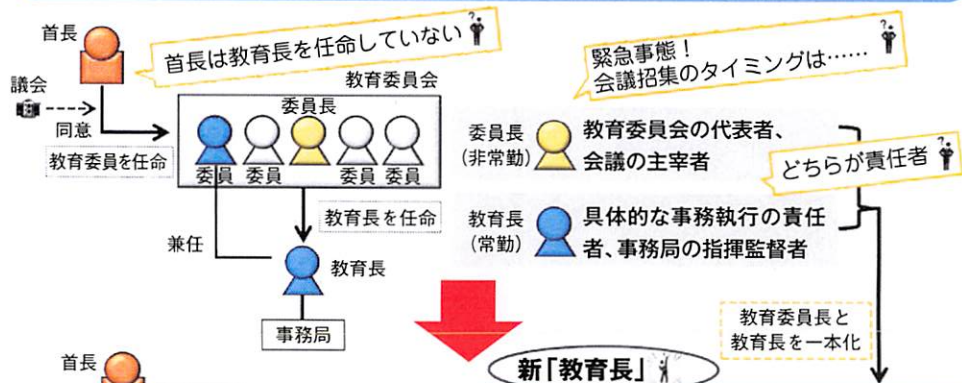
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

## 政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

## POINT① 教育長

### 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



**新「教育長」**

- ★ 教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）
- ★ 任期3年

※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待

- ✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

## POINT② 教育委員会

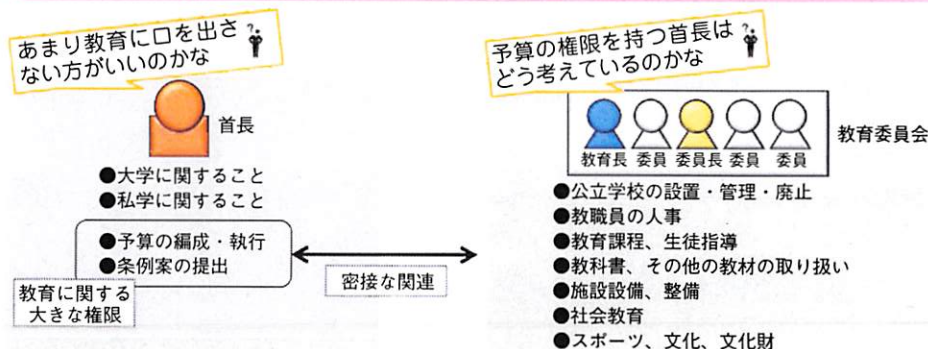
### 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
  - ・ 教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
  - ・ 教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

✓ 教育委員会の審議の活性化

## POINT③ 総合教育会議

### すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



### 総合教育会議



### 総合教育会議の設置

- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は以下のとおり。
  - ① 教育行政の大綱の策定
  - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
  - ③ 児童・生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置

✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に  
 ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

## POINT④ 大綱

### 教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

## 総合教育会議について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正地教行法」という。）が施行され、大綱の策定、教育に関する施策、緊急の場合に講ずべき措置の協議・調整を行うため、総合教育会議を設けることとされた。

- 1 目的 教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。
- 2 設置時期 平成27年4月1日（改正地教行法の施行日）
- 3 開催方法 市長が招集し、会議は原則公開とする。
- 4 構成員 市長及び教育委員  
※必要に応じ意見聴取者の出席を要請することができる。
- 5 開催回数 4月、10月を目途に2回  
その他、市長が必要と認めるとき
- 6 協議事項 ①大綱の策定  
②教育の条件整備等重点的に講ずべき事項・・・（参考資料P 13）
  - ・学校等の施設等の教育条件整備に関する施策
  - ・学術及び文化等、生涯学習に関する施策③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置・・・（参考資料P 13）
  - ・いじめ問題により児童、生徒等に重大な事態が発生した場合等
  - ・通学路での事故後の再発防止対策を行う必要がある場合等

基本施策	生きる力を育む教育の充実
施策の方向	学力の向上

### 【現状】

- 平成 26 年度全国学力・学習状況調査結果では、
- ・小学生においては、国語 A と算数 A は全国平均とほぼ同程度で、それ以外は全国平均を下回っている。
  - ・中学校においては、全科目が全国平均を下回っている。

### 〔平均正答率〕

区分	国語 A	国語 B	算数 (数学) A	算数 (数学) B
小学校	72.3 (△0.6)	52.3 (△3.2)	77.8 (△0.3)	56.2 (△2.0)
中学校	76.3 (△3.1)	46.6 (△4.4)	58.2 (△9.2)	51.0 (△8.8)

( ) 内は、全国平均との差

### 【今後の対応】

- 教員補助者を配置して少人数指導を進め、基礎学力を伸ばすことが必要
- 教師の資質・指導力向上のため、研修や校内研究を推進することが不可欠

基本施策	生きる力を育む教育の充実
施策の方向	豊かな心を育む教育の充実 (不登校対策)

### 【現状】

- 小・中学校における不登校児童生徒数は、平成 24 年度をピークに減少傾向にある。
- 中学校における不登校割合は全国平均・宮城県平均を大幅に上回っている。

### 〔不登校児童生徒数等の推移〕

(単位：人、%)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
小学校	9	10	18	31	31	20
中学校	80	82	73	98	80	80

※塩竈市教育委員会調べ

### 〔不登校 (中学生) の割合の推移〕

(単位：%)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
塩竈市	5.1	5.4	4.8	6.8	5.5	5.7
宮城県	3.0	3.0	2.9	3.1	3.2	—
全国	2.8	2.7	2.6	2.6	2.7	—

(出典) 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 (文部科学省)

### 【今後の対応】

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校に配置し、悩みを抱える児童生徒を支援する相談体制の充実が必要
- 学校・家庭・相談機関が一体となった不登校対策連絡会議を設置し情報共有や連携を強化することが不可欠

基本施策	学習環境の充実
施策の方向	学校施設の整備・充実（児童生徒数の推移）

【現状】

- 小中学校の児童生徒は、10年後に現在の7割程度まで減少。
- 児童生徒の減少に伴い学級数が減少するなど、学校の小規模化の進行が懸念。

〔小・中学校における児童生徒数の推移（推計）〕 (単位：人、%)

年度	H17	H22	H27	H32	H37
小学校	3,181	2,821	2,491	1,929	1,659
中学校	1,767	1,506	1,358	1,101	947
合計	4,948	4,327	3,849	3,030	2,606
H17を100とした場合の指数	100	87.4	77.8	61.2	52.7

(出典) 学校基本調査(文部科学省)及び日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)

【今後の対応】

- 少子・人口減少社会にあつて、児童生徒たちによりよい教育環境を提供するため、学校の適正な規模と配置について検討していくことが必要。

基本施策	生涯学習の推進
施策の方向	学習機会の充実

【現状】

- 生涯学習施設の利用者数は、震災の影響により平成23年度は落ち込んだが、徐々に回復傾向にある。

〔生涯学習施設利用者数の推移〕 (単位：人、%)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
公民館	98,419	95,699	74,079	91,262	83,616
エスポ	245,693	241,456	245,535	232,893	221,597
図書館	73,312	66,251	55,642	57,075	52,760
遊ホール	52,249	56,085	49,371	54,308	54,406
合計	469,673	459,491	424,627	435,538	412,379
H21を100とした場合の指数	100	97.8	90.4	92.7	87.8

(出典) 主要な施策の成果に関する説明書(塩竈市)

【今後の対応】

- 多様化する市民の学習意欲に対応した学習機会の充実が求められている
- 市民の学習意欲に応えるため、学習情報の提供や相談体制の確立が不可欠

基本施策	生涯スポーツの推進
施策の方向	スポーツ機会の充実

**【現状】**

- スポーツ施設の利用者数は、震災の影響により平成 23 年度は落ち込んだが、震災前の水準に戻りつつある。
- 屋内施設については、設備の改修・更新が課題となっている。

**〔スポーツ施設利用者数の推移〕**

(単位：人、%)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
塩釜ガス体育館	116,900	129,192	68,183	120,022	126,876
温水プール	40,708	40,981	23,701	31,188	37,212
屋外スポーツ施設	84,320	72,152	54,601	74,312	73,542
合計	241,928	242,325	146,485	225,522	237,630
H21を100とした場合の指数	100	100.2	60.5	93.2	98.2

(出典) 主要な施策の成果に関する説明書 (塩竈市)

**【今後の対応】**

- あらゆる世代がスポーツに親しめる機会の創出が必要。特に高齢社会における生涯スポーツの普及に向けた取り組みが必要。
- スポーツ施設の計画的な改修が必要。

## 塩竈市総合教育会議運営要綱（案）

### （総則）

第1条 塩竈市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （招集）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集する。

2 市長は、招集を行ったときは、当該通知に係る事項を、ホームページ等に掲載して公表するものとする。

3 前項の規定は、第1項の通知に係る事項を変更した場合（会議を中止した場合も含む）について準用する。

### （議事進行）

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

### （会議の非公開）

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

2 前項の規定は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

### （意見の聴取）

第5条 会議の協議等を行うにあたって、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聞くことができる。

### （議事録）

第6条 法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）開会及び閉会に関する事項
- （2）出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- （3）協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言の要旨
- （4）その他市長が必要と認めた事項

2 議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

第7条 会議の事務局は、市民総務部政策課及び教育委員会教育総務課に置く。

### （定めのない事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、市長が会議に諮って定める

### 附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。